

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町下水道条例施行規則第 21 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町下水道条例施行規則第 21 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町下水道条例施行規則 (排水設備等の維持管理)</p> <p>第 21 条 町長は、排水設備等の維持管理について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公共下水道を損傷するおそれのあるとき。</p> <p>(2) 公共下水道の流通を阻害し、又は阻害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 人体に危害を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 下水の処理作業を著しく困難にするおそれがあるとき。</p> <p>(5) 前各号のほか、特に必要があると認めたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日